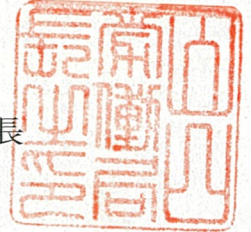


山口労発基 0812 第 7 号
令和 2 年 8 月 12 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局長



金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接
ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和 2 年厚生労働省告示第 286 号）が、令和 2 年 7 月 31 日に告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

その改正の趣旨及び概要並びに細部事項については、別添のとおりとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨、内容を御理解いただき、傘下会員事業場への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。